

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻94号 97/12 <1部100円> 発行人 玉本 格
 市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
 市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1998年1月23日(金) AM10:00~

結審(神戸地裁204号法廷)

教育行政の研究者により、指導員への 転職処分の違法性が明らかにされる

市芦救援会事務局

前号でお知らせしていました「指導員」身分に関する意見書が、神戸大学の土屋教授により作成され裁判所に提出されました。意見書では、兵庫県下の全都市、近畿圏の市立高校所管都市を調査対象として、指導員職の設置の有無、指導員の職務内容、身分的取り扱い等の規定の有無とその内容および運用実態が検討されています。

その結果、芦屋市の指導員問題は、「教員身分の尊重・適正待遇の原則」に反し、「不意転による指導員への人事異動は許容されるものではない」との結論が出されています。

「教育職給料表の適用」を唯一の根拠として「指導員は教員身分」とする被告主張が、何らの法的根拠、整合性を有さないことが明らかとなったといえます。

ご多忙の中、教育行政の研究者として貴重な意見書をまとめていただきました土屋教授に、あらためてお礼を申し上げます。

さて、公判は二月結審の予定でしたが、裁判所の都合で延期となりました。次回結審の予定に変更はありませんので、勝利判決を目指して、傍聴参加をよろしく願います。

一九九七年も残すところわずかとなりました。教育不信、人間不信が深刻化する中、「断ち切られた絆」を繋ぎ、再生する営みを続ける人々との出会いを求めていくしかありません。

この一年、厳しい状況の下で、皆様方の温かいご支援をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、来年も勝利判決を目指して一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

も／く／じ

意見書.....	神戸大学教授 土屋基規.....	2
私らは真正直に生きてだけや(市芦高校仮設自治会Sさんの聞きとりから).....	仮設を応援する会.....	9
人と人とのつながりを生み出す「街」づくりへ.....	市芦分会.....	16

平成九年二月一日

意見書

はじめに

本意見書は、教員の人事行政に関する具体的な係争の解決にあたって、教員の身分尊重・適正待遇の原則をいかに理解することが教育的な解釈において妥当であるか、につき見解を表明するものである。

教員の人事行政の具体的な問題の解決において、教育という営みの本質に根ざして現行教育法を理解する教育法的な解釈は極めて重要であるので、教育制度・行政の研究者として、こうした観点から以下本件の問題について検討するものである。

一、教員の身分尊重・適正待遇の原則

現行教育法は、教員の地位と職責、身分尊重と適正待遇を密接な関係のもとに規定している。現行教育法上の教員の地位で特徴的なことは、第二次大戦前の教員の法的地位と職

神戸大学教授 土屋 基規

務の性格が根本的な転換をとげ、国民全体に奉仕する教員の職務を前提に、憲法・教育基本法のもとで身分尊重と適正待遇の規定が設けられたことである。教育基本法第六条二項の規定は、法律に定める学校の教員について、その使命および職責の遂行を全うするために身分尊重と適正待遇の必要をうたったものである。そこでいう、国民全体の奉仕者としての使命の自覚と職務の遂行ということとは、憲法第一五條二項の公務員の全体の奉仕者性との対応関係を示したものである以上、教育基本法第十條にいうところの教育の国民全体への直接責任性と、学校の公共的性格ということに由来するものである。

「教員の身分尊重・適正待遇の原則」は、一般公務員とは異なる教員の職務の特性を前提としている。この点について、一、二の教育法解釈を示すと、例えば、文部省教育法令研究会「教育基本法の解説」(国立書院、昭和二年)は、教育基本法に示された教育の目的、方針に従って教育を行うことが教員の使命で

あることを強調し、「一般公務員もまた全体の奉仕者であるならば、教員が一般公務員と同じ全体の奉仕者であるといっただけでは不十分である。教員には全体の奉仕者という以上に、教育者としての特殊な使命があるはずである」(一〇一頁)と述べている。また、有倉遠吉・天城勲「教育関係法」(日本評論新社、昭和三年)は、教員の全体の奉仕者性は「法律に定める学校が公の性質をもつものである」と第一項前段の規定から演繹されるものである」と説明し、「法律に定める学校の教員が全体の奉仕者であるということは、それが、国民全体の利益のために、その職務を遂行すべきであり、一部の少数者や一政党、一階級の利益のために行動すべきものではないことを意味する」と述べている。

これらは、一般公務員の職務とは異なる教員の職務の性質、「教育者としての特殊な使命」ということを根拠として身分尊重・適正待遇を考へることを説いたものである。先にあげた「教育基本法の解説」は、教員の待遇について「教員は、一般官吏とは異なった特殊の職務に従事するものであるから、一般官吏と同一の待遇を受けることは適当ではない点がある。例えば、教員が教育者として、教育への深い愛に燃え、安んじてその職責の遂行に当たりうるためには、従来の一般官吏のよう

に理解するかが基本的に重要である。

憲法・教育基本法のもとで、国民全体への奉仕という教員の職務の最大の特徴は、国民の教育を受ける権利(日本国憲法第二六条)の実現にむけて教育活動を組織するという点にある。教育に関する国民と国家の権利・義務関係の根本的な転換がはかられた戦後教育法のもとで、教員が教育活動を通じて国民全体に奉仕するということは、学校教育の直接的な担い手として、子ども・青年の学習により発達する権利を保障すべく、専門的な知識と技術をもって指導にあたるという職責を全うすることに他ならない。個々の子ども・青年の発達を促す営みは、それぞれの子ども・青年とその親の私的利益の実現にとどまらず、基本的な人権としての教育保障と民主政治の確立に寄与し、国民全体の利益、社会共同の利益の実現に通ずる。このような職務の特性から、教員の身分尊重と適正待遇が要請される。現行教育法は、この原則から、教員の資格と免許に関する法制のほか、教育公務員たる教員

の任命、分限、懲戒、服務および研修に関して、一般公務員に対する特例を定める法制を確立しているのである。

二、教員の本質と教育職員の職務

1 教育活動の本質

教育という営みは、人間の諸能力を多面的に発達させることを目的とする、自由で創造的な精神的活動である。教育は、人間の内面的な自由にかかわる営みであるから、権力的、行政的な統制によって体制的な価値に同化させようとすることには本質的になじまない。教育という営みには、自由と創造性が必要であり、その点では真理の探究という活動と同じような性質を有する。日本国憲法第二三条および教育基本法第二条が、学問の自由を保障し、その尊重を教育の基本方針として明示していることは、学問と教育がきわめて深い内的関係をもつものであること、教育が学問的基礎を有し真理・真実を内容とするものであることは示したものである。

なくてはならないことを示したものである。教育内容が、諸科学・芸術・技術の体系と論理にそくしながら、子ども・青年の発達のすじみちにそって系統的に編成されなくてはならないことは言うまでもない。これは、高度に専門的な個々の教員および教員集団の専門

的方法を必要とする。

教員の本来的な職務は、子ども・青年の学習による発達を促すことにある。教員の固有の職務が、子ども・青年の学習権の実現にあるとの考え方は、戦後の憲法・教育基本法のもとで、教育に関する国民と国家の権利・義務関係の根本的な転換に根ざしている。教育という営みが、子ども・青年の発達のすじみちにかなっていること、最も適切な教育内容・方法が探究されることが必要である。教育内容の科学性は、学問的基礎に立脚して文化的要素が選択されることによって保障される。教育方法の探究は、自由で創造的な教育実践とそれを基礎にした研究によって深化する。

教員に、教育内容や方法についての職能的自由が保障されなければならないのは、右の要請による。教員は、教育内容の基礎をなす文化的価値について、学問的な知識、教養を身につけていなければならない。教育内容は諸科学・芸術・技術の体系がそのまま教材となるのではなく、子ども・青年の認識の発達にそくして系統的に構成されるものであるから、教員は子ども・青年の発達についての科学的な知識を必要とする。教員のしごとが、専門職としての性格をもち、教育内容の自主的な編成がひとつの「学問的実践」とみなされるのはこのためである。

子ども・青年の学習による発達を促す文化

的、創造的な教員のしごとには、その職責に固有な職務上の自由と際限が必要である。国民の教育を受ける権利の実現に責務を負う個々の教員および教員集団は、その専門的力量にもとづいて教育活動を展開しなくてはならない。

このような教育の本質に根ざして、学校には教育関係の職員が配置され、それぞれ固有な職責を遂行する。教育関係職員のうち、学校で教育に携わる教職員、とくに教員は学級担任や教科担任をとおして日々、子ども・青年の学習指導と生活指導にあたる。教科の基礎をなす諸科学・芸術・技術についての学識専門性とともに、子ども・青年の身体的、精神的、社会的な成長・発達についての科学的な知識を身につけていることが、求められる。教育活動は、こうした専門的な力量に基づいて自律的に進められるべきもので、こうした文化的、創造的なしごとにはその職責に固有な職務遂行上の自由が必要である。また、教員が、固有な職責を果たすことができるように、その地位と身分保障が必要である。

2 教職員の種類と職務

小・中学校など学校には、それぞれの教育目的・目標を達成するために、校長をはじめ教頭、教諭、助教諭・講師、養護教諭、養護

助教諭、事務職員、実習助手、技術職員および「その他必要な職員」(用務員、警備員、給食職員、栄養職員等)が配置される。

このうち、校長は、「校務をつかさどり、所属職員を監督する」(学校教育法二八条三項)ことを職務としている。校長の職務権限には、法令上委任を受けた職務と学校を対外的に代表する職務および教職員への指導助言の職務とがある。教諭は、「児童の教育をつかさどる」(同法一八条六項、準用規定、中学校・四〇条、高等学校・五一一条)ことを職務としている。これは、教科の学習指導はもとより、生活指導、学級経営、教育評価、進路指導など、子ども・青年に対する教育活動のすべてを含み、教育活動に関する事務、例えば指導要録の記入や調査書(内申書)の作成なども含まれる。

教諭については、教諭をもって充てる職として定められているものがある。保健主事(学校教育法施行規則第二条の四)、司書教諭(学校図書法第五条)、教務主任および学年主任(学校教育法施行規則第二条の二)、生徒指導主事(同法第五条の二)、寮務主任および舎監(同法第七三条の四)、盲、聾、養護学校各部の主事(同法第七三条の五)がこれにあたる。

他方、学校以外の教育関係機関で、専門的な職務に従事する教育職員として、教育長、指導主事、社会教育主事がある。このうち、指

導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教法と略す)第一九条三項により、学校の「教育過程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」ことが法定されている教育委員会事務局の「専門的教育職員」(教育公務員特例法第二条)である。これには、公立学校教員の身分・職を有したまま指導主事に充てる「充て指導主事」の制度もある。社会教育主事は、学校外の社会教育に関し専門的、技術的な助言と指導を行う「専門的教育職員」(社会教育法第九条の二、三、教育公務員特例法第二条)で、教育委員会事務局におかれ公民館などの社会教育施設の求めに応じて助言、指導を行うことを職務としている(参考資料「教育職員の身分、資格、職務、待遇等に関する教育法上の規定」参照)。

右にあげた小・中学校などの教員、教育委員会事務局の指導主事および社会教育主事は、資格・免許のしくみに相違はあるものの、教育公務員特例法(以下「教特法」と略す)に定める「専門的教育職員」であり、それにふさわしい身分尊重・適正待遇がはかられるべきことは言うまでもない。本件芦屋市における「指導員」問題は、「専門的教育職員」としての身分尊重・適正待遇という観点からすれば、異例のものであり、その実態は「専門的教育職員」とは言いえない状況にあると思われるの

で、以下その法的位置づけについて検討する。

三、「指導員」の法的性格

1 教育法令上の「指導員」の位置

「指導員」についての教育法令上の規定に関しては、教育職員の資格・免許について定める教育職員免許法(以下「免許法」)、教育職員の種類と職務等を定める学校教育法および教育職員の任命、研修等について定める教特法のいずれにも根拠法令に該当する条項はなく、一部の教育委員会規則による定めが散見されるだけである。

教育委員会は、地教法第三一条一項により「学校図書館、博物館、公民館、その他の職員」について、同条二項により「学校以外の教育機関の職員について、規則を定めることができる」とされている。しかし、右の地教法の規定は、教育委員会規則の制定にすぎない行政手続を定めているにすぎず、「専門的教育職員」としての「指導員」なる職名は、免許法や教特法などに法律上の根拠を見出すことができず、仮に法形式上根拠づけられたとしても、その実態を見れば免許法や教特法の主旨に悖るものであると言わざるを得ない。

そこで、近畿圏の各市教育委員会の職名に

関する規則を調査したところ、「指導員」の規定を設けているところは特例的にわずかな市であり、普遍性を有することがらではないことが判明した。

兵庫県以外の近畿圏各市についてみると、教育委員会規則で「指導員」についての規定を設けているのは、堺市と東大阪市の二市に限られている。

堺市の場合、「堺市教育委員会職名規則」には「指導員」の名前はないが、「教育委員会事務局分掌規則」(昭和四二年六月五日、教委規則第八号)第四条五項に「学校指導課に指導員を置くことがある」との規定があり、これを受けて「堺市立学校教育指導員設置規則」(昭和三四年四月一七日、教委規則第三号)が制定されている。その第一条は、「学校教育指導員」(指導員)を「堺市立学校における教育の充実、向上を期するため」に設置するという目的を、第二条で「指導員」は「教育に従事するとともに、学校教育の専門的事項の指導に当たる」と職務内容を明示し、第三条で「学校教育に関する知識を有しかつ教科指導、生活指導等について教養と経験のある教員のうちから市教育委員会が委嘱」すること、第四条で「任期は一年とする。ただし、再任を妨げない」と任期について基準と手続きを明示している。これは、明らかに正規の職員として

の定めではないから、芦屋市の場合と根本的に相違している。

次に、東大阪市の「東大阪教育委員会職名名称規則」(昭和四二年二月一日、教委規則第九号)において、「指導員」を事務職員の一つの職種として規定している。同規則は、吏員として「事務吏員、技術吏員、指導主事」をあげる中で、「社会教育主事、学芸員、司書、研究主事、指導員、専門員」を事務吏員の職種として定めており、行政職給料表が適用され、免許・資格等を問わないもので、「事務吏員」としての「指導員」であり、専門的教育職員でないことが明示されている。

2 兵庫県下各市の「指導員」規定

兵庫県下各市の教育委員会規則で「指導員」の規定を設けているのは、神戸市、尼崎市、伊丹市、芦屋市だけで、他市の教育委員会規則には「指導員」についての規定は存在しない。神戸市は、教員等に属するものに「指導員」という職種を設けている。「神戸市教育委員会職員職名規則」(昭和二十七年五月七日、教委規則第一四号)第一条は、「教育委員会事務局、学校を除く教育委員会に勤務する者並びに教育職給料表の適用を定める規則(昭和三二年一月神戸市人事委員会規則第八号)第三条及び第四条に規定する者を除く学校に勤務する者」を

対象にして、第四条一項で職員の職名を「事務職員、技術職員、嘱託、教員および実習助手とする」ことを定め、同条二項で「特別の事務または業務に従事する者であつて、特にその職務内容を明らかにする必要があるもの」については、職名以外に職種名を置くとし、「嘱託、教員および実習助手に属するもの」に「指導員」という職種を規定している。そして、職名区分の「教員に属するもの」として「指導主事、人事主事、指導員、社会教育主事」という職種があげられている。

尼崎市は、事務職員に属するものに「指導員」という職名を規定している。「尼崎市教育委員会職名規則」(昭和四八年三月二十九日公布、規則第四)第三条により、事務職員の職名の中に、「指導員」「青少年指導員」という職名が定められている。これは、学校に勤務する校長、教員、実習助手を除く教育委員会事務局および地方公務員法第三条第二項目に規定する一般職の職員、職名等について定めたもので、「指導員」は明確に事務職員として位置づけられている。

伊丹市は、事務職員および教員の双方に属するものに「指導員」という職名を規定している。「伊丹市教育委員会所管に属する高校その他の教育機関の職員職名規則」(平成六年四月一日、教委規則第三)第一条は、「教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部長、事務職員」としての「指導員」「青少年指導員」は一般行政職で行政職給料表が適用される。市立高校の教諭を教育委員会事務局に異動する場合は、「充て指導主事」と「指導員」があるが、この場合、学校籍を失わず、教職給与表・教職調整額を適用するので、学校に勤務する他の教育職員と同一の待遇である。これまでの調査結果では、同市の場合、幼稚園教諭を児童館の「指導員」として、五年間位をめぐりして配置した事例が一例あるだけで、市立高校教諭の「指導員」への異動の実例はない。

神戸市の場合、規定上、教諭の「指導員」という職種があるが、これまでの調査結果では、市立高校の教諭を教育委員会事務局の指導主事にする場合は「充て指導主事」としており、教職員の「指導員」への異動の実例はない。伊丹市の場合も、市立高校教諭を教育委員会事務局の指導主事とする場合は、学校籍を保有する「充て指導主事」として扱われている。「充て指導主事」および教育職の「指導員」(職名教諭で職務名指導員)は学校籍を失わず、教職給料表が適用され、教職調整額も支給されることになっている。また、行政職の職名

する学校その他教育機関の事務局の職員の職名を定めることを目的とする」と定め、職員の職名を①吏員、②事務職員、技術職員、③教諭、④その他の職員(事務職員、技術職員、技能員に分けて、別表の「職務名表」のうち「事務吏員」の職名に「主事、司書、指導主事、社会教育主事、指導員」を、「教諭」の職名に「指導主事、社会教育主事、指導員、社会教育主事補」の職務名を定めている。

芦屋市は、「指導員」を事務職員として位置づけている。「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則」(昭和四八年二月三日、教委規則第一号)第四条は、職員の職名として「主事、管理主事、指導主事、社会教育主事、技師、指導員、学芸員、主事補および技師補」を規定し、第八条の「教職員の職名」と區別したうえで、別表の「事務吏員」の職名のひとつとして「指導員」をあげている。同市の「指導員」の規定とその運用の実態と問題については、右の各市教育委員会規則による「指導員」規定と比較しながら、後にふれる。

3 「指導員」の職務、身分、待遇に関する規定と運用

右の兵庫県下の少数の市教育委員会規則にあげられている「指導員」の法的性格を検討する場合、職名または職務名に関する規定の有無だけでなく、これが教育職員なのか事務

の「指導員」には、行政職給料表が適用される。教育職給料表の適用範囲には「指導員」は存在しない。(「一般職の給与条例」別表第二)これまでの調査結果では、市立高校の教諭が教育職および行政職の「指導員」に異動した実例はない。

さらに、伊丹市の「指導員」の実態を詳しくみると、「指導員」の職務、任用等について極めて限定されたものであることが調査の結果明らかである。

すなわち、一九七二(昭和四七年)の伊丹市スポーツセンター設置に際して、社会教育、スポーツ関係の指導という職務で「指導員」の職名が設置され、翌一九七三(昭和四八年)に同スポーツセンター勤務の指導員を六名採用している。採用の際の募集要項にはスポーツセンター勤務が明示されており、職務内容が明確であった。採用者全員が保健体育科の教員免許を有するが、いずれも学校教員の経験はなく、市立高校籍となった。

他に、解放児童館勤務を明示しての「指導員」三名の採用があり、採用者は全員が市立高校籍となっていた。しかし、その後二〇年余が経過するが新規の「指導員」の採用は皆無である。また、前述のとおり、市立高校教諭から指導員への異動も一例もない。

これらの経過、運用実態から、伊丹市における「指導員」の身分は、市立高校の教員籍

職員なのかを明らかにするうえで、職務内容、身分、待遇に関する規定と運用の実態をみる必要がある。

「指導員」の職務内容について、これを明示しているのは前述の堺市だけとみなすことができる。「堺市立学校教育指導員設置規則」(昭和三四年四月一七日、教委規則第三号)は「教育に従事するとともに、学校教育の専門的事項の指導に当たる」ことを職務内容として明示している。しかし、これは、正規の職員職名ではないので、他市と同列に論じることができない。

また、伊丹市の場合には、「指導員」の職務内容について、「伊丹市立解放児童館条例」(昭和四九年九月二七日)第九条に「指導員」という職名を示し、行政職の「指導員」として、解放児童館業務を職務とする事を規定しているのみである。これまでの調査結果では、同市の場合、市立高校の教諭職の教員が「指導員」として異動した事例はない。

教育委員会事務局には、前述した指導主事および社会教育主事という専門的教育職員が配置されるし、前述の「充て指導主事」の場合は教諭の地位を保有しての発令で、それらの職務内容は法律で明確に定められている。従って、仮に教育委員会事務局に「指導員」をおくとしても、その職務は指導主事および社会教育主事の職務とは區別された内容、また

を有しそれを保障する関係にあり、勤務場所および職務内容をスポーツセンター並びに解放児童館での業務と限定し、新規採用して配置していることから、当然本人同意の上の任用である。これらの点で、芦屋市における「指導員」の任用とは大きく異なる。

四、芦屋市「指導員」の特徴

以上の各市教育委員会規則における「指導員」についての規定と運用からみると、芦屋市の「指導員」にはきわだった特徴を認めることができる。

まず、職員の職名、職種名としては、事務職員としての「指導員」として位置づけられているが、その職務内容についての明確な規定を欠いている。「指導員」という職名、職種名を置く場合、その職務内容や任命委嘱、任期等について明確な規定を設けているのは、これまでの調査結果では堺市だけであり、「指導員」を設けている他市は全般的にその職務内容を明確にしている。芦屋市もこれに属するが、同市の場合には職務内容について全く規定していないというだけでなく、「指導員」の運用実態をみると、市立高校の多数の教諭を、一〇年近くにわたって社会教育分野のしごとや一般行政事務に従事させているところは他市にはみあたらない。

次に、市立高校の教諭を社会教育分野の事務職に異動させる場合、教育職員の定数上の措置は学校籍ではない。これもまた他市にはみあたらないことである。一人の教育委員会事務局の指導主事への異動を含めて、本人の同意を欠いた人事行政が行われている。また、「指導員」に教育職給料表が適用されていても、教職調整額および教職特別手当は支給されておらず、この点でも、他市の「指導員」の待遇規定と比較すると、芦屋市の「指導員」の場合、学校に勤務し「教育をつかさどる」ことを職務とする教育職員としての「教員の身分尊重・適正待遇の原則」に照らして、強い疑念を抱かせる。

「指導員」が事務職員なのか教育職員なのかについては、給与面での待遇だけでなく、学校に勤務する教員も教育委員会に所属する指導主事および社会教育主事も、教特法第二条により「専門的教育職員」として、その任命および研修について一般公務員に対する特例が定められている。教育職員としての「指導員」ならば現行の教職員法制の原則に基づく待遇が必要であり、「教員の身分尊重・適正待遇の原則」からして、芦屋市の「指導員」問題はこれに反するもので、本件のような不意転による「指導員」への人事異動は許容されるものではない。

仮設住宅にくらす人たちの格闘

私らは真正直に生きてただけや

市芦高校仮設自治会Sさんの聞きとりから

『被災者応援だより』第三号より

自宅全壊

Sさんは、今年で五八歳になる。震災前は東山町の小さな家に娘さんとおばあちゃんとSさんの三人で暮らしていた。おばあちゃんはSさんが車椅子を押して、週三回の人工透析にバスで近くの病院へ通院していた。Sさんのつれあいは震災の五年前に亡くなられていた。息子さんが大学を卒業する半年前だった。息子さんは大学卒業と同時に近くにマンションを借りて、家族とは別に一人暮らしの生活を始めたが、当時まだ収入がなかったの、すでに働いていた娘さんの名義でマンションを借りていた。

ところが、今回の大震災で、Sさんの家も息子さんが借りていたマンションも全壊した。そのため、岩園小学校での避難所生活を経て仮設住宅を申し込むことになった。しかし、Sさん、おばあちゃん、娘さんの、女ばかり3人での生活には不安があった。Sさんにとっ

「教育職員の身分、資格、職務、待遇に関する教育法上の規程」

教育職員の種類	根拠法令	免許資格	任用資格	職務内容	待遇
学校の校長・教員	学校教育法 7. 8. 9条				
校長	学校教育法 28条3項	普通免許・教諭1種	教諭1種 5年以上の職歴	移動を司り、所長職員を監督する。 校長を助け職務を整理し児童の教育を司る。 校長の職務代理代行 児童の教育を司る。	教育職俸給表、給特法(二)(三)職人職特法(以下同じ)
教頭	" 28条4項	" 教諭1種	教諭1種	児童の教育を司る。	"
教諭	" 28条6項	" 教諭1種	任用権者(教育委員会) 選考権者(教育長) の選考による。	教諭の職務を助ける。	"
助教諭	" 28条9項	臨時免許状		児童の養護を司る。	"
養護教諭	" 28条7項	普通免許、 養護教諭1種・2種		養護教諭の職務を助ける。	"
養護助教諭	" 28条11項	臨時免許状		教諭又は助教諭に準ずる職務。	常勤
講師	" 28条10項	普通免許、 教諭1種・2種			
教員以外の必要職員					
実習助手	学校教育法 50条3項	なし	任用手段	実務又は実習について、教諭の職務を助ける。	50条 給特法
寮母	学校教育法 73条3項	なし	教育委員会の推挙により 教育委員会が任命	寮宿舎における児童・生徒又は幼児の養育に従事する。	給特法
技術職員	学校教育法 50条5項	なし		技術に従事する。	-
事務職員	学校教育法 28条8項	なし		事務に従事する。	-
学校栄養職員	50条1項 標準定数法 2項	なし			
教育委員会の専門的 教育職員					
教育長	教育公務員特例法 2条	なし(1949-54年) (教育長免許)	教育委員会の任命 県、文部大臣の承認	教育委員会の権限事務を司る。	教特法の特例事項(研修等)
指導主事	地教行法 16条 教特法 2条	なし(1949-54年) (指導主事免許)	大学以外の公立学校の職員を充てる。 社会教育法9条の4(1-4)	助言・指導・事務局の統括 学校における教育課程、学習指導等 専門的事項の指導に関する事務 社会教育を行う者に専門的、 技術的助言と指導を与える。	
社会教育主事	地教行法 19条 教特法 2条 社会教育法 9条の3	一部に教員免許有り			

て、息子さんは唯一の男手として頼りだった。そこで、息子さんも一緒に住めるようにと、Sさんを世帯主として四人まとまって仮設住宅を申し込んだ。罹災証明も息子さんを含む四人で、Sさん名義の一枚だけを取っていた。

本来なら、Sさんと息子さんはそれぞれ独立して罹災証明を受け、それぞれが別々に、義援金や救済措置を受けることができた。しかし、当時はそんなことを考える余裕もなく、不安ばかりが先立ったSさんにしてみれば、とにかく家族が一緒に、そしてできるだけ早く安心して眠れる場所を確保することが、第一であった。それに、仮設住宅に入れない人がまだたくさんいるのに、Sさんと息子さんでそれぞれ一軒ずつの仮設住宅を申し込むということは、考えられないことであった。ところが、この真正直な生き方が、あとになって芦屋市による脅しの材料にされるのである。

人工透析のおばあちゃんと別れて 仮設住宅へ

芦屋市立芦屋高等学校の仮設住宅は高齢者、障害者のための優先枠に割り当てられていた。人工透析を必要とするおばあちゃんを抱えたSさんの家族は、市芦高校仮設住宅に当たった。「当たった仮設住宅を見たらこんな不便なところだった」と、Sさんは市芦高校の仮設住宅を見学した時の第一印象を語る。バスもほとんど通らないし、近所に全く店がない。買い物に行くにも健脚を持ってしても、急な坂を約一時間もかけて往復しなければならぬ。

「こんな不便な所では、車椅子のおばあちゃんを人工透析のために週三回も病院へ連れていくことはできないので、どこでもいいから車椅子を押して移動できるバスの通う平たい場所にかえて下さい」と、Sさんは芦屋市に頼み込んだ。場所を変更してほしい理由を聞いて、赤色で書類に書き込んでくれた職員の人もいたが、芦屋市の見解として「困っているのはみんな同じじゃ。一人ひとりの言い分を聞いてはおれない。権利放棄ですか」と言われた。しかたなく鍵を返して避難所への道を歩いていた。歩きながら娘さんが気になった。娘さんが黙ったままで何も言わないので、「これでいいんよね、これで」「仕方がないもんね。おばあちゃん、いっしょに住めないもんね。ここで生活できへんよね」と娘さんに尋ねた。娘さんは「どないすんの、鍵返し

てもうて。これから、私らどこで寝るん」とポツツと言った。

Sさんは考え直して、浜の埋め立て地にある仮設住宅管理班の事務所へトポトポと引き返した。「すみません。さっきは住めないと言いましたけど、鍵を下さい」と、なりふりかまわず頼んだ。そして、「今は市芦高校に住みます。ですから、どこでもいいです、山の上ではなく平地にある仮設を探して下さい。移りますから」と、重ねて頼み込んだ。その後、市芦高校の仮設住宅撤去の話が出るまで、芦屋市からは一度も移転の話はなかった。

「とってもじゃないけど、市芦高校から週三回の人工透析には通えませんが」とSさんは言う。市芦高校の仮設に住む間、しかたがないので、おばあちゃんには悪いけど病院に預かってもらうことにした。預かってくれる病院を探したが、なかなか預かってくれる病院は見つからなかった。おばあちゃんは大阪の病院を転々とした後、今の病院が、被災者なら仕方がないと言って預かってくれることになった。しかし、おばあちゃんは、Sさんが見舞いに行くたびに「家はまだ？早く帰りたい」と言っていた。

きずな

市芦高校は土石流、土砂崩れの危険地域だ

それぞれの生活だけで大変な息子たちの世話になるのを気兼ねして、どんなに不便でも自分で暮らしていくことを選択しているNおばあちゃんなのだ。

Sさんは、Nおばあちゃんに毎日声をかけた。Sさんはゲンチャリを駆って、買い物や用足しに走った。出かけるときは必ず声をかけ、Nおばあちゃんの用を聞いた。

外出できないNおばあちゃんは、元氣な人がみんな外出した昼間に、学校内仮設撤去のための追い立てに来る生活アドバイザーや仮設住宅管理班の標的となった。それにも、Sさんはできる限りそばにいて防壁となった。

Sさんは自分が一番に市営住宅に当選し、Nおばあちゃんが三回も抽選に落ち続けたときは、どうして良いか分からなかったという。Nおばあちゃんの顔を見るのも辛かったろう。Sさんは、それでも「こんどはあたるんやろか」「もうだめなんやろか」というNおばあちゃんの不安を聞き、励まし続けた。しかし、Nおばあちゃんにとっては、落選の事実の方が、Sさんをはじめとする住民の人たちの励ましよりもはるかに重かった。

Nおばあちゃんは、台風と大雨の多い今年（一九九七年）の夏、もうすでに二回も仮設住宅から避難所へ避難している。土石流と土砂崩れの心配、裏山の火事、全県下の仮設住宅の中でもっとも数多く避難を繰り返している。

った。芦屋市はそのことを住民に知らせないまま、しかも身体的に困難をとまなう高齢者や障害者を優先的に入居させている。「芦屋市は何をするんや」と事情を知る人はみんな思った。

地震以来、何故か豪雨に見舞われることが多かった。仮設住宅には、雨量計と土石流警報装置が取り付けられた。雨の日、屋根のトタンをたたく音で外の音は全く聞こえない。サイレンの音など、何の役にも立たないことが分かってくる。たとえサイレンの音が聞こえても、「それからでは逃げられないでしょうね」と臆面もなく警報装置の設置者はいう。

それからは、雨量が増えたと、自治会役員が徹夜で雨量計を見守った。雨が降ると、地下1mを粘土層が覆った市芦高校の地層は、すぐに地面を水の海にする。時には裏山から大きな石が転げ落ちてくる。その石だけはあつという間に撤去されたがそれだけだった。とにかく雨量が増えれば避難するしかない。住民を襲ったのは、水と土砂の恐怖だけではなかった。仮設住宅の裏山の突然の山火事。消えたと思っただけで避難場所から帰宅すれば、再び深夜に燃え上がる。

消防や行政もその都度動いた。しかし、即座の対応は、自治会でするしかなかった。まさしく、命を懸けた助け合いと言っている。寝たきりの高齢者がいる。障害者がいる。少し

前回の台風、大雨洪水警報の中、公営住宅の三回目の落選で体力も氣力も弱り果てていたときの避難。おばあちゃんの体を心配したSさん（公営住宅へ転居したが、自治会活動を現在も支え続けておられる）が、「今晚だけでも家において」と誘った。普通、誰でも喜んでお世話になる。誰が好きこのんで学校の体育館や集会所の床で寝たいものか。ところが、このNおばあちゃん、「私は自治会長さんらと

ころと一緒にいるのがいい。自治会のみんなとどいたら、私、いつでも、どこへでも一緒に行くからね。ごめんね」と言っただけという。この一言は、市芦高校仮設自治会の人たちみんなの心をとらえて離さない。Nおばあちゃんは、自治会という市芦高校の仮設住宅に住んでいる人たちの固まりに、最後まで自分と一緒に行動し苦楽を共にしてくれる人たちとして、絶大な信頼を寄せている。この自治会への信頼は、役員Sさんらの日常の関わりを通して生まれたものに他ならない。

犬が話し相手のBおばあちゃん

Sさんは、仮設住宅入居からBおばあちゃんとの出会いまでを、次のように語ってくれた。

仮設抽選の結果、鍵渡しの通知が届き、四月中旬（一九九五年）、待ちに待った日がおと

でも元氣な、少しでも自由に動ける者がそうでない者を助けるしかない。ここでは、人の絆だけが頼りだった。こうして、この人たちのつながりは鍛えられていった。

行政おきまりの避難訓練もあった。芦屋市の対応に不満はあったが、自治会も積極的に協力した。その時のことである。芦屋市は寝たきりのおばあちゃんを訓練から除外した。何のための、誰のための訓練か。住民は一斉に抗議した。

こうした大きな出来事の間を日常的に丁寧に埋めていったのは、自治会の役員さんたちだった。Sさんもその一人だった。Sさんが一番心がけたことは、「チラシや文書は、ドアをたたき、住んでいる人の顔を見て、言葉を交わして手渡す」ことだった。これが、Sさんの、隣人の元氣確認でありコミュニケーションだった。

その中で、SさんはNおばあちゃんとの会うことになる。Sさんは言う、「市芦高校仮設でも、みんなしんどい中で頑張っている。八五歳のNおばあちゃんも、頑張っている。一人では一日も外出できない。買い物も行けないのに、頑張っている」。同じように被災し、別の場所で暮らす息子たちが定期的に運んでくる食料で暮らしている。被災した息子たちに経済的余裕があるわけではないが、お金を出し合っただけで世話をするといい。しかし、それ

ずれ、市立芦屋高校内仮設に出向いた。あまりの遠さと不便さにびっくりしながら、家族の生活は無理と思い、一度辞退した。でも、明日から住む場所がない家族のことを考えるとやむを得ないと思い、また娘の強い憤りもあって、引き返して仮設住宅班（下水処理場）まで鍵をもらいにトポトポと。明るる日に掃除に行き、その週の日曜日に引っ越して、仮設に入居した。

生活してみれば、思いもよらぬことが次々に。大人四人で、障害を持った高齢者には生活できる状況ではない。トイレ・風呂場の段差、雨が降れば会話すら聞こえない。もちろんテレビの音さえうち消された。生活上困難なことが、次々に出てくる。でも、我慢、我慢。耐えていくしかない。毎日が忍耐との闘いであった。一ヶ月ほど過ぎていただろうか、ふと我に返ると、隣から物音がして、隣に入居者の気配を感じた。明るる日、ゴミ捨て場に行こうとドアを開けたとき、隣の男性と出会った。挨拶をして、日常茶飯事の会話ですすむうちに、半身障害で車椅子での生活をしているおばあちゃんがいることがわかった。施設、入院、自宅と、三ヶ月毎の交互の生活であるという話にびっくりした。年齢は九二歳（当時）。どのように生活するのだろうか。食事は？ 買い物は？ お風呂は？ トイレは？ あとから聞いた話だけでも、おばあちゃん

さんが這って移動できるように、段差をできるだけ取り外し、自力で住宅を改造されたその仕事に出ている。朝早く、夜遅い。仮設に残されたおばあちゃんは、いったいどの様にしているのだろうか。もちろん寝ていること多い生活にしても、ケアはどの様にしているのだろうか。人ごとながら心配であった。どうしてあげようか。私のできることは？お節介かしら？自問自答が続いた。すごい大きな物音に心が動く。何処で、どの様に…思いきって訪ねてみよう。

我が家はおばあちゃんを遠方の病院へ入院させてもらって、私は通院している。男性一人で会社勤務ではさぞ不安であろうと察する思いでいたとき、春の日差しの暖かい日に車椅子にのって玄関まで日向ぼっこをしているおばあちゃんの姿を見て、すかさず近寄り話ができた。言葉もはっきりと、昔の思い出話をして下さった。よく覚えていた。少し耳が不自由なのか、私の話すことにはあまり反応がない。一緒に生活しているのは自分の息子であるということから現在に至るまでの話を、一気にして下さった。「入院すればリハビリができて、周囲の人たちと話し合えることができるが、仮設にいれば知り合いもないので淋しい」、また「長生きすれば息子が可哀想で。でも、一日でも長生きしたい」と言われた言葉が、私

の心に突き刺さった。それから、私にできることを考え、仮設にいるときだけでも気配りをさせてもらおうと思つて、ある時は食事の差し入れ、ある時は話し相手、何か行事のある時は一緒に参加、「一日でも長生きがしたい」というおばあちゃんの言葉をかみしめながら、できる限りのことをした。大きな物音がすればひっくり返って怪我をしたのではないかと、とんでいって様子をうかがい、仮設住民が一族のように接してきた。

ある日のこと、息子さんとの会話で、夜遅い日が続いておばあちゃんをお風呂に入れてあげられなかったから、朝早く起きて明日入れてあげるといふ話を聞いて、本当にご苦労がわかる。実の娘にでもできないようなことを息子さんがやっているのを聞くにつけ、また太郎という犬がいて、その犬に話しかけているおばあちゃんの姿を見るにつけ、少しでもおばあちゃんの心が明るくなれば、そのパワーが私たち皆の大きな励みになるであろうと思いつつも、世話をされている息子さんの命の重さ、大切さをかみしめています。

一九九七年六月二日(月)、市芦高校から出て行けという仮設管理班と市芦高校仮設自治会との交渉があった。

住民の生活やつながりを大切にしたいと願うSさんは、「自分は市営住宅が当たったけれど、Nおばあちゃんや他の人たちを残して簡単には仮設を出ていくことはできない。後ろ髪をひかれる思いでいる」「仮設住宅での生活は、みんなの協力と支え合いで成り立っている。簡単に空いた仮設へ引越せばいいというものではない」と仮設住宅管理班を批判した。Sさんは引き続き自治会活動を支えていたから、芦屋市との交渉に参加していた。

芦屋市は、Sさんの話から仮設での人のつながりの大切さを聞き取ろうとしないばかりか、その発言を逆手にとって、早速、報復を始めた。

交渉でのSさんの発言の後、しばらくして市の住宅課の職員二人が夜遅く突然やってきて、家の中をじろじろ見ながら、「あんたらここに住まいしとらへんのとちがうんか。電気メータ全然あがってへんし、市民もここに住んでへんのとちがうかと言ってる」「昨日の夜、電気がついていなかった」「あくまでも罹災証明は四人やから、三人で申し込んだら失格や」と脅す。

「息子様もともと別所帯やったから、家族

の心に突き刺さった。それから、私にできることを考え、仮設にいるときだけでも気配りをさせてもらおうと思つて、ある時は食事の差し入れ、ある時は話し相手、何か行事のある時は一緒に参加、「一日でも長生きがしたい」というおばあちゃんの言葉をかみしめながら、できる限りのことをした。大きな物音がすればひっくり返って怪我をしたのではないかと、とんでいって様子をうかがい、仮設住民が一族のように接してきた。

ある日のこと、息子さんとの会話で、夜遅い日が続いておばあちゃんをお風呂に入れてあげられなかったから、朝早く起きて明日入れてあげるといふ話を聞いて、本当にご苦労がわかる。実の娘にでもできないようなことを息子さんがやっているのを聞くにつけ、また太郎という犬がいて、その犬に話しかけているおばあちゃんの姿を見るにつけ、少しでもおばあちゃんの心が明るくなれば、そのパワーが私たち皆の大きな励みになるであろうと思いつつも、世話をされている息子さんの命の重さ、大切さをかみしめています。

で相談して、元通り別の所帯で独立することにしたんです」と事情を説明しても、住宅課の職員は、「罹災証明は四人家族やから、これは不自然な世帯分離や」「震災前のことはしらん」「息子はどこ(仕事)いっとんのや」「給料はいっとんのか」と、輿信所よろしく根ほり葉ほり聞いて、挙げ句の果てに電卓で計算して、「息子入れたら収入オーバーで失格や」「なんで二軒の罹災証明とらへんかったんや。そやけど今からやったらもつとれへんわ」と、念を押してSさんを脅して帰っていった。

Sさんにとって思わぬ展開であった。病院にいたおばあちゃんを引き取る準備を進めていたSさんにとって、「公営住宅失格」の脅しはこたえた。と同時に、何時も市の職員に見張られているという不気味さにとらわれた。それは実際、精道中学校の仮設の追い出しの時にもあったことだった。

Sさんはすぐに自治会長に相談し、絶対に一人で動くなと会長から強く念押しされた。それからまもなく、Sさんのところへ住宅課へ出頭するよう文書が届いた。Sさんが仮設の自治会長を伴って住宅課を訪れると、先日の職員が対応して、「市営住宅へ三人で申し込んだのを見過ごしたのは、こちらのミスやった」と、だからいつでも公営住宅の権利は取り消せるとにおわせた。

「もともと、息子は別所帯で、うちは三人

報復―市営住宅失格の危機

Sさんは自宅再建を考えたが、建坪率など建築制限の問題があり、家族が一緒に住める家は再建できないことがわかったので諦めた。

Sさんは、息子さん、娘さんと家族の今後について話し合った。震災前のようにSさんは、おばあちゃんを病院から引き取って、娘さんとともに三人で暮らし、息子さんは別世帯として独立することに決めた。そしてSさんは、おばあちゃんと娘さんの三人で市営住宅を申し込んだところ、一九九六年秋に当選し、その市営住宅が今年(一九九七年)四月に完成した。

Sさんは五月の連休中に荷物を運び出し、娘さんは当選した市営住宅へ引っ越していた。そして、長い間病院に一人でいたおばあちゃんを引き取る準備を始めていた。しかし、Sさんは、息子さんの世話や、一人暮らしの八五歳のNおばあちゃんの事が気がかりで、しばらく仮設住宅に残っていた。

一方、芦屋市は執拗に学校敷地内からの仮設住宅撤去の画策を続けていた。脅しや嫌がらせを交え、住民の気兼ねにつけ込んで、すでに市内三中学校の敷地から被災者を追い出していた。そして、残された市芦高校内の仮設住宅住民への追い出し工作は続けられていた。

「息子も民営の災害住宅を申し込んでいて、七月四日頃には結果も分かる。当たれば出られるから、あと二週間ぐらい待ってほしい」と、Sさんは頼んだ。それに対して芦屋市は、「何で罹災証明別々にとらんかったんや。入居資格はないが息子さんが一緒に住むことについては目をつぶる。だから早く息子も一緒に市営住宅へ入れて、仮設の鍵を返してくれ」と、脅しの一方で、行政が決めた公営住宅の入居規則をさえ無視した場当たり的で無責任な柔軟さをちらつかせて、今すぐ息子さんともども仮設住宅から出ていくようSさんに迫った。

不安との闘い

Sさんにとって、住宅課の生活を無視した「餌」や「脅し」での人心操作の理不尽さは腹立たしいものであったが、「市営住宅失格」の不安はそれ以上に大きかった。住宅課に出頭したその日、仕事から帰ってきた息子さんに、Sさんは市との話し合いの内容を話した。温厚な人柄だが真正直に筋を通して生きてきた息子さんは、「自分が仮設住宅にいたとなんで母が公営住宅を失格になるのか。行政の言っていることは納得がいかん。これは俺の問題なんや」と初めて怒りを表に出したという。

その時から、息子さんは自分の罹災証明を

取るのに精力的に動き始めた。息子さんが震災時に住んでいた賃貸マンションに一人で住んでいたことを家主に証明してもらったために、まず家主捜しから始めなければならなかった。家主の家も全壊でなくなっており、家主の行方がわからなくなっていた。東奔西走して、やっと捜し当て、家主に証明書を作成してもらった。家主の証明書と水道料金が息子さんの口座からの引き落とされていたことを証明することによって、やっと罹災証明を新たに取得することができた。

それと前後して、「七月三日までに仮設住宅を明け渡すこと。出ない場合は鍵を取り替える。鍵代は一万円は入居者に負担してもらおう」という、芦屋市をかたった公印もない怪文書が送られてきた。住宅課との交渉の際に、Sさんが、息子さんが申し込んでいた民間被災者住宅の結果が七月の四日頃には出ると言ったため、それにタイミングを合わせての嫌がらせだった。

Sさんはすぐ自治会長に相談した。自治会長は仮設住宅班の責任者に電話で抗議し、七月七日に自治会と会う約束を取り付けた。そして、Sさんの息子さんが七月一日に罹災証明を取得したことを告げ、交渉が終わるまで息子さん宅の鍵を取り替えないことを約束させた。

ところが、交渉の直前の七月五日(土)、住

要請は出されておらず、Sさんと息子さんは筋を通しきった。

Nおばあちゃん、やっと当選

こうした悲喜こもごも、さまざまな人のつながりがあったからこそ、八五歳という高齢で、公営住宅の抽選で三度も落選しながらでも、Nおばあちゃんはおとうじで希望をつないで生きてこれたのだろう。

しかし、三度の落選がNおばあちゃんを打ちのめさなかったというわけではない。落選の度に「次があるから」「次はきっと当たるから」「Nさんが当選しないはずがない」と自治会の人たち全員で励ましてきた。そうした励ましにもかかわらず、落選が重なる度にNおばあちゃんは力を失っていく。六月に県営復興住宅の当選発表があった。Nおばあちゃんは三度目の落選だった。同じ仮設住宅の中で、県が設けた応募資格保有者のうち、当選していないのはNおばあちゃんだけになってしまった。「なんでこんなことになるのか」。同じ仮設住宅に住む人たち全員の思いだった。

三度目の落選で、Nおばあちゃんはとうとう寝込んでしまった。仮設住宅入居以来、こまめに声をかけ、日常も買い物も手伝い、姿を見かけなければ必ず家をのぞきにいった。Sさんが、外に姿を現さないNおばあちゃん

宅課と仮設班を取り仕切る建設部の責任者K参事がSさんに電話してきて、「話を大きくしたらあんたらのためにならない。上の方から失格にせよと言われている」と恫喝をした。上の方とは助役以上のことだと言う。Sさんの不安は大きく膨らんだ。息子さんに「なるものならないから市営住宅へ一緒に行ってくれ」とSさんは頼んだ。

しかし、息子さんは、「こんな文書(責任者名も公印もない)は法的根拠もないし、誰でも作って出せる紙切れや。僕は直接市役所の人と直接話したい」と言い、「やくざまがいの脅しの電話は許せない。自分は正直に生きただけだ。生活を無視した理不尽さは許せない」と怒って譲らない。

この時のSさんの不安は、自分の市営住宅の入居取り消しだけではなかった。「息子を連れて出ると丸く収まる。でも、息子は納得しないし、自分も納得できない。だからといって、息子が出ないと言って頑張れば、みんなに迷惑をかける。きっと、その仕返しに市芦高校からの追い出しがきつくなるに違いない。」「自分は公営住宅に当たっているのに、みんなに迷惑かける。申し訳ない」「息子は納得しないし、いったいどうしたら、どうしたらと考えていると夜も眠れないし、食事ものどを通らなかつた」とSさんは言う。

息子のぞきにいってるとき、起きあがる気力も失って横たわっていた。数日後、ようやく起きあがって出歩くことができるようになった。Nおばあちゃんが仮設住宅の路地を歩いているのを、Sさんが見かけた。どうも様子がおかしい。まっすぐ歩いているはずなのに、右へ右へと寄って歩いて、まっすぐ歩けていない。診断によると、ストレスによる情緒神経系の切断が起きているとのこと。回復に、しばらくの時間を要した。

七月、市営住宅の補充募集があった。「今度はずれたらどうしよう」。口数が少ないNおばあちゃんがたまに発する言葉はこればかりだった。自治会のみならず、今度落ちたらNおばあちゃんどうなるんやろ、と本当に心配した。しかし、今度は当選だった。八月六日(水)、市芦高校仮設ミニ集会所で、五項目要求を掲げた自治会の市との交渉が持たれた。Nおばあちゃんも元気に参加していた。「当選したら元気が出ます」。市の担当者の前で一言だけしゃべった。

むすび

「本当に悩んだけど、ここまで来て、もう失格になってもええと思った。息子の納得のいくように言いたいことを言ったらいいと思っただ。そして、私も自分が納得できるように言

反撃一間違ったことはしていない

交渉の直前に自治会で話し合いがもたれた。

「息子が市営住宅に来ないと市芦高校の仮設のみんなに迷惑がかかる。市芦高校への追い出しがかかるかもしれない。迷惑かかるけど、息子の話を聞いてやってほしい」とSさんは言い、「市に会って直接はつきりさせたい。震災前の生活状態と、そして私は何も間違ったことはしていないことを」「目をつぶってもらって、不正なことまでして市営住宅に入りたくない」と息子さんは言った。

交渉当日の朝、「もう失格になってもかまわないから、そんなんざれておめおめと出て行かれへん」と息子の納得するようにしたい」とSさんは腹を決めて自治会長を訪れ、「市に対して息子に言いたいことを言わせてやってほしい」と頼んだ。

七月七日(月)、市との交渉が持たれた。Sさんの息子さんは、震災前には別々に住んでいたこと、震災のため一緒に仮設に入ったこと、罹災証明も取り仮設住宅に自分が残ること、何ら問題は無いこと等、理路整然と芦屋市仮設住宅管理班に対して話した。これに対して、仮設班は何も答えられず、「住宅班とも相談して、後日改めて話し合う」と言うのが精一杯であった。その後、芦屋市からは退去

いたことを言わせてもらった。」とSさんは、市営住宅失格をかけた七月七日の交渉に臨んだときの気持ちを語った。

そして、「芦屋市はここまでするんか。精進中学校の人のことがよく分かった。痛いほど分かった。追い出しにあつて、三家族だけ残って、まだ住んでいるのにまわりの住宅の取り壊しを始めて、その時私は座り込みに行つたけど、本当に自分のこととして受け止められていなかったということがよく分かった。こういうことやったんや。一日たりともそこに居れないような状態やった。おばあちゃん引き取る準備もしていただき、気持ちも動揺したけど、もうええわと。Nおばあちゃんもまだ公営住宅決まっていないうし、こうなつたらずつとここへおるわと。私ら間違っていない、納得いかん、と自分に言い聞かせて」と、最後に気持ちを決めた瞬間のことを語る。決して決意といたきれいなものではなかつたろう。

「市の言う通りしていたら、ここへは二度と来れなかつた。みんなに顔会わせられへんよになるところやった」とSさんは話を締めくくった。

冬季カンパのお願い
 ・振込先 市芦救援会
 ・口座番号 01170-3-21488

人と人とのつながりを

生み出す「街」づくり

市芦分会

一九九七年一月二六日、被災者とその支援者の力だけで本当の意味での民衆の祭が行われました。参加者数延べ二〇〇〇人をごい、最盛時には八〇〇人に及ぶ人たちであふれかえりました。一生の思い出、といってくれたおばあちゃんたちがいました。さらなる苦難をひかえた明日に向かって少しは元気を補給できたと思います。とりあえず写真と参加者宣言を掲載しておきます。

被災者がつくるあしや・くらしのまつり

参加者宣言

あの日から二年一〇ヶ月、一〇三五日を迎えた。

被災後、絶望の淵に立たされた私たちは、それでも避難所で力を合わせ、生きる道を見つけてようとしてきた。仮設住宅に移り、親戚の家に身を寄せ、あるいは再建した自宅に住み、時折々に力を合わせて生き抜いてきた。

この間、「復興」のかけ声の中で、道路、鉄道、公共施設など、都市基盤整備は急速に進

んだ。しかし、被災者の住まい、仕事など、生活現実はおおしく、歳月の経過とともに、より深刻にさえなっている。

仮設住宅入居者二万七千世帯、県外避難者五万世帯、親戚や知人宅に身を寄せている被災者一万世帯、要解体・修理家屋居住者一万世帯。約一〇万世帯が、今なお不自由な生活を続けており、仮設住宅での孤独死は一七〇人をごえた。

震災後二年一〇ヶ月を経て、私たちは疲れ切っている。その中でかろうじて、私たちが支え励ましてきたのは、人と人とのつながりである。

今なお公園の一角で、コンテナでの共同生活をしている避難所がある。そこに初めて電灯がともったときのことを、避難所の自治会長は語っている。

「ようやくの思いで、各家に、小さな電灯を一つずつひいた。その電灯が全部、初めてついたときの喜びは、言葉にならないがありました。震災ですべて失った者同士が寄り添って生きる、生活の場がやっとできたのです。共に生きているという実感が、湧いてきました。その時の気持ちは、一生忘れないでしょう。そして、その時思いました。今までは、自分さえ仕事をして、稼いで、食べればいいと考えてきた。しかし、私の人生には、他にもっとすることがある。人との出会い、人

とのつながりを、本当に大事にしなければならぬ。

私たちが求めているのは、人と人とのつながりを生み出す「住民の街」である。そこには、なくなった人たちへの想いも込められている。私たちは、行政の都合で造り上げられた、「整備された街」を求めているのではない。私たち被災者は、自らの想いや力を寄せ合い、お互いの絆を深めていくことで、現在の苦境を乗り越えていくことを、この「まつり」に集った者の総意として確認する。

一九九七年一月二六日

被災者がつくる・あしや・くらしのまつり
参加者一同

